

栃木県地方卸売市場事務処理要領

令和元（2019）年 10 月 10 日 経流第 311 号

（趣 旨）

第一条 卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。）、卸売市場法施行令（昭和 46 年政令 221 号。以下「政令」という。）及び卸売市場法施行規則（昭和 46 年農林省令第 52 号。以下「省令」という。）に基づき、栃木県内の地方卸売市場の開設者等（以下「開設者等」という。）が知事に対して行う申請、届出及び報告書の提出等は、この要領によるものとする。

（提出先及び提出期限等）

第二条 開設者等が法、政令及び省令に基づき、知事へ提出する申請書等については、当該開設者等が開設する卸売市場の所在地を所管する農業振興事務所を経由して提出するものとする。

2 第 1 項の提出期限及び部数については、別表 1 のとおりとする。

（様式）

第三条 法及び省令において、都道府県が別に定めることができることとされている様式及び添付書類は、別表 2 のとおりとする。

附則

（施行期日）

第一条 この要領は、令和 2（2020）年 6 月 21 日から施行する。ただし、法附則第 3 条第 5 項に定める旧地方卸売市場開設者が、同条第 3 項に定める期間に地方卸売市場の認定申請をする場合にあっては、令和元（2019）年 12 月 21 日から施行する。